

## 福岡大学附属大濠高等学校同窓会 支部細則

- 第 1 条 常務理事会は、本会会則第 33 条に基づき、下記の支部を設ける。
- ① 関東支部
  - ② 関西支部
  - ③ 東海支部
  - ④ 福岡市役所支部(鶴友会)
  - ⑤ つつじ会
  - ⑥ 筑紫支部
  - ⑦ 粕屋支部
- 第 2 条 新たに支部を設けようとする場合は、本会会則に定める会員の中から 20 名以上の参加者を必要条件とし、支部総会を毎年 1 回以上開催することを要する。
- 第 3 条 新たに支部を設立しようとする者は、第 2 条の要件を満たす場合において常務理事会に設立申請を行い、常務理事会の承認を受ける事を要する。
- 第 4 条 各支部は支部長 1 名、副支部長若干名を置くことができる。
- 第 5 条 各支部は、本会会則第 8 条に基づき支部の中から理事を選出し、理事会に出席しなければならない。
- 第 6 条 各支部は、本会会則に則った規約を策定しなければならない。
- 第 7 条 各支部は、本会会則とは別に会費を徴収することができる。
- 第 8 条 各支部は、各支部総会資料を事務局に提出しなければならない。
- 第 9 条 各支部は、議事録を作成し保管しなければならない。
- 第 10 条 本細則の改廃は、常務理事会において行う。
- 第 11 条 本細則は平成 26 年 5 月 17 日より施行する。